- ・セクシュアル・ハラスメント防止委員会において、講演会や相談員への研修等、 セクハラ防止のための活動を企画した。特に啓発活動として、パンフレットを作 成し、全教職員に配付したほか、新入生に対してもオリエンテーションの際に配 付し、意識高揚に努めた。
- ・セクハラ相談員への研修を年2回実施すること及び、職員・学生間等のセクハラ 防止に関するコンセンサスの構築のため、大学祭に会わせてシンポジウム形式の セクハラ防止講演会を開催し、弁護士を含む外部講師、本学教職員、本学学生を パネリストとして開催した。
- ・本年度、相談員室を設置し、4月及び9月に弁護士からの裁判例に基づく研修等 を開催した。

学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。

継続的改修による運動施設等の整備を続けるとともに、学生寮の改修の年次計画を 策定する。

運動施設等も含め、学内の施設・設備等については衛生管理者が定期的に点検を行っている。本年度は、武夫原グラウンドの整地を行った。

学生寮については、平成13年度から居室の天井、壁及び床クロスの張り替えを計画的に実施している。本年度さらに3カ年の計画を策定した。なお、点検の際、ベランダ柵や非常階段等に危険箇所が発見されたため、安全確保のため、外壁部分等について改修を行った。

3)就職支援体制の充実

就職課を設置し、教員と事務職員が一体となった全学的就職支援を行う。

就職課を設置し、教員と担当職員の機能を明確化した上で連携を強化し、学生支援 体制を整備する。

本年度から、従来の就職指導室を就職課へ改組し、主として教員(各学部)が積極的に学生の進路を把握し、担当職員(就職課)が相談・支援に当たるというように機能を明確化した上で、各学部委員会と就職課との連携を図り、学生支援体制の強化に努めた。

また、進路支援委員会において、キャリア科目、インターンシップの充実等、進路支援体制全体に関する検討を行い、基本的方針を定めた。

さらに平成17年度から就職課をキャリア支援課とし、学生の職業観の育成を図ること等を目的とするキャリア科目、インターンシップ等についても所掌することとし、 一層の支援体制の強化を図ることとした。

職業観を育成するため、低学年時より、全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会等を行う。

平成17年度から実施するキャリア科目を準備する。学生を運営主体としたキャリア デザインセミナーの実施を支援し、定着させる。

本学では、平成15年度から教養教育においてキャリア科目を実施しているが、本年度は授業の内容について学生に周知を図った結果、受講生が前年度の38名から357名に増加した。これを受け、次年度はキャリア科目の増設を図ることとし、企業人を非常勤講師として確保するなど、必要な準備を行った。

また、学生が運営主体であるキャリアデザインセミナー(事前講座8月~11月にかけ8回開催、セミナー11月23日開催)が開催され、299名の参加者があった。この企画・運営面で、就職課では、事前指導(8回)事後指導(2回)を行うなど、全面的に支援を行った。

同窓会、OB等との連携により、企業訪問、企業説明会等を実施し、就職活動を 支援する。

同窓会の全学組織を立ち上げ、卒業生との連携を強める。

本学には7つの学部等同窓会があるが、同窓生相互の交流及び大学と同窓生とのより緊密な連携を図ることを目的として、10月に熊本大学同窓会連合会が設立された。 今後は、具体的にどのような連携が可能か、検討を進めることとしている。

4)経済的支援の推進

各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、授業料免除システムの活用により、 経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。

各種奨学金募集の広報体制を整備するとともに、授業料減免を継続実施する。 また、授業料及び入学料の減免に関する基準を再検討する。

各種奨学金については、各種団体の募集通知を、担当係において迅速に本学のホームページに掲載し、あわせて学内掲示板に掲示する体制を取っており、学生への広報に努めている。

また、授業料減免については本年度も従来通り実施している。

なお、本年度の授業料の減免額は約3億円、入学料の減免額は約1,000万円である。 さらに、授業料及び入学料の減免に関する基準の検討を学生委員会で行った結果、 従来通りの基準により今後も適切に実施していくこととした。

5)社会的能力の向上

体育会・文化部会及びその下にある各種サークル活動を支援する。

サークル顧問教員の全学的位置づけについて学生委員会で検討する。学務部を窓口に各種サークルからの要望を整理し、可能な限りその実現に努める。

現在サークル顧問教員の処遇については、学生委員会で検討を行い、サークル顧問教員による「顧問教員会」を設置し、今後学生委員会と連携を図りつつ検討を行うこととした。

また、顧問教員の処遇保証として「教職員賠償責任保険」への加入についても検討を行い、今後は国大協が進めている同保険について加入のための予算措置を行う予定である。

なお、サークルリーダー会議等を通じて各サークルからの要望を整理し、主に体育 用具の補充等を行っている。

ボランティア活動をはじめとする学内外における学生の活動を奨励・支援する。 優れた学生の活動に対して学長表彰を実施する。

本学では、学則により成績優秀者、学術研究活動において賞を受けた学生、課外活動において国際的規模の競技会に出場した学生、社会活動においてボランティア活動

等で顕著な活動を行った学生等に対し、学長表彰を行っている。 本年度は、団体として2団体、個人として16人に表彰を行った。

大学の事業に学生を参加させる方策を検討し、可能な事業から実施する。

就職支援・授業評価等に学生の参加を強化する方法を検討し、可能なものから実施する。

学生委員会において、主体的な力を引き出す学生の組織化について議論し、そのような学生の組織を強力に支援していくこと、また、平成17年度から全ての学部で学科等を単位とする学生の公的組織化を行い、その代表との懇談を通じて、授業の評価・改善や学生ニーズの把握を行うことを決定した。学生の公的組織化については、今後、学部等ごとに、その特性を踏まえた組織のあり方について検討を行うこととしている。なお、本年度は、本学を学生の目線から社会に広報することを目的とする学生広報サークルが結成され、また本学学生による就職活動支援イベントが実施されるなど、学生を主体とする大学教育を活性化させる事業が成功をみた。大学としてはこれらの事業を目標・計画に照らして積極的に支援した。

6)社会人学生、留学生に対する配慮

社会人学生が休日や夜間にも利用できる学習環境の整備に努めるとともに、在宅学習等の遠隔授業実施体制を拡充する。

休日・夜間等の利用に関するニーズ調査を行い、必要な改善を行う。 遠隔講義の実施体制を整備するためのハードウェア基盤の整備を開始する。

社会人学生に対しては、入学時に個別に話し合いを行って要望を把握し、論文作成や実験等のため休日・夜間等の教室利用を認めるなど、きめ細かな対応を行っている。なお、各学部等に対し、休日・夜間等の教室等の利用に関する調査を行った結果、一部に事務の夜間受付や演習室等の利用時間の延長等の希望があるとの報告があった。今後は社会人学生に対する調査を実施し、さらにニーズの把握に努めることとしている。また、遠隔講義の普及を目指し、教材作成のための設備機器の整備を行った。さらに、本年度WebCTのハードウェア及びセキュリティの強化を図り、その上でインターネットからWebCTへのアクセスを開始し、本学の学生、教員が在宅でWebCTを利用することが可能となった。

留学生の宿舎確保に努めるとともに、熊本大学外国人留学生後援会による留学生 支援の拡充を図る。

熊本大学外国人留学生後援会の基金目標を達成し、留学生支援を強化する。

本学では、外国人留学生の経済的支援を目的として、平成9年4月に「熊本大学外国人留学生後援会」を設置しており、本年度、基金目標である1,000万円を達成した。この基金により、本年度は経済的援助が必要な留学生に対し、貸し付けを行った。今後は引き続き募金を募るほか、基金をさらに有益かつ適正に使用するための検討を行うこととしている。

- 2. 研究に関する実施状況
- (1)研究水準及び研究の成果等に関する実施状況

1)世界水準の研究の推進

独創性の高い先導的研究を、次の2つの方針の下に推進する。

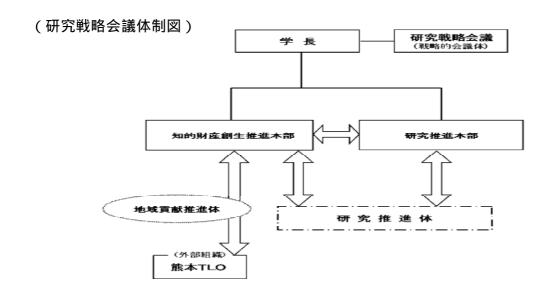
- a . 部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、大学として重点的に推進する。
- b.発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センター、 衝撃・極限環境研究センター及び沿岸域環境科学教育研究センターにおける研究 を重点的に推進する。
 - a.研究戦略会議は、「拠点形成研究」として選定したもののうち「拠点形成研究A」については学長を機構長とする大学院先導機構に組み入れて重点支援を行うとともに「拠点形成研究B」ついては研究費等の支援を行う。

また、評価等の検討を行うとともに、研究推進のフォロー体制の見直しを行う。

- b.研究戦略会議及び研究推進会議において、各センターの研究環境の整備と研究者が研究に専念できる体制の検討を開始する。
- a. 本学における研究を推進するための基本方針の策定等を目的として、学長を長とする研究戦略会議を設置するとともに、その具体策の検討及び実施において調整に当たるため、理事を本部長とする研究推進本部を設置した。

研究戦略会議においては、独創性の高い先導的研究を推進するため、部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、すでに外部から高い評価を受けている世界最高水準の研究を「拠点形成研究 A」、世界最高水準を目指しうる研究を「拠点形成研究 B」と分類し、それぞれに支援を行っている。本年度は、拠点形成研究 Aの3件に3,300万円、拠点形成研究 Bの10件に3,300万円の配分を行うとともに、「拠点形成研究 A」については大学院先導機構に組み入れ、研究のリーダー及びサブリーダーを大学院先導機構特任とし、学内業務等の軽減を図った

また、平成16年6月にヒアリングを実施し、研究推進のフォロー体制の見直しを行い、平成17年1月17日開催の研究戦略会議で「熊本大学拠点形成研究(A、B)評価要項」を定めた。



(大学院先導機構の設置の趣旨及び目的)

- 第1 本学は、優れた研究環境を確保し学術研究を推進することにより、国際社会及び地域社会に貢献しつる存在感ある総合大学の構築を目指す。そのために、大学院の充実・発展を図り基礎科学と応用科学の有機的連携のもと、生命科学、自然科学、人文社会科学及び学際・複合・新領域の学問領域で最も力のある分野において先導的研究を重点化し、「人の命・人と自然・人と社会」の科学を先鋭に営む。
- 第2 国際競争力のある研究拠点の形成を推進し、学問領域の新たなパラダイム を描きながら独創的研究に取り組むことにより、各大学院における研究教育 の活性化及び変革発展を先導する「大学院先導機構」を設置する。大学院先 導機構における研究を推進し、それを通じて、新しいCOE、新研究センタ ー、新大学院専攻、高等研究院等を創出する。
 - b.本年度は、各センターに対して「人材の運用及び配置等」、「研究資金の配分システムの構築及び研究設備」「スペースの有効活用及び配分システムの構築等」についての調査を行い、この調査結果を基に、研究環境の整備と研究者が研究に専念できる体制の具体策を検討するため、ワーキンググループを設置した。

教員の自由な発想に基づく基盤的研究を推進するため、各部局等において優秀な 人材を確保する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、各部局等における優秀な人材確保のため の方策の検討を開始する。

各部局等に対して「人材の運用及び配置等」、「研究資金の配分システムの構築及び研究設備」「スペースの有効活用及び配分システムの構築等」についての調査を行い、この調査結果を基に、優秀な人材確保のための方策の具体策を検討するために、ワーキンググループを設置した。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者を積極的に採用するとともに、学長裁量経費を活用する。

研究戦略会議において、若手研究者の積極的な採用策及び学長裁量経費の活用策を 検討する。

各部局等に対して「人材の運用及び配置等」、「研究資金の配分システムの構築及び研究設備」「スペースの有効活用及び配分システムの構築等」についての調査を行い、この調査結果を基に、若手研究者の積極的な採用策及び学長裁量経費等の活用策の検討を開始した。

なお、若手研究者に対する支援の一環として、若手研究者の海外研修等を研究戦略 会議において全学的研究推進経費の活用方針として決定した。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターを活用する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、生命資源研究・支援センターの利用状況 を調査・把握するとともに、活用策の検討を開始する。 生命資源研究・支援センターは、研究資源及び研究資源情報の利活用を効率的に行うことにより、諸科学分野における教育研究の総合的推進に資することを目的とし、従来設置していた動物資源開発研究センター、遺伝子実験施設、アイソトープ総合センター、3つのRI事業所及び機器分析センターを統合したものである。

研究推進会議は、本センターを活用し、本学の先進研究分野(発生医学及び遺伝子改変マウス領域)の技術開発研究推進を図るため、自己点検評価書を基に、利用状況等の調査を行った。その結果、動物資源開発、遺伝子実験についてはジャクソン研究所(米国)等海外3機関と学術交流協定を締結し、成果として、寄託マウスの増加、施設利用の増加を確認した。

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを活用する。

地域共同研究センター、インキュベーション施設等の活用により、実用化研究推進体制の構築を包括連携の相手先等と協働して行う。

地域共同研究センターは、本学の産・学・官連携の要として、民間等外部機関との 共同研究を推進することにより、本学の教育・研究の進展に資するとともに、地域社 会における技術開発及び技術教育の振興に寄与することを目的としている。また、イ ンキュベーション施設は、本学の研究成果及び人的資源を活用し、ベンチャー企業の 起業化及びその起業後の実用化研究並びに支援その他起業化の用に供することを目的 としている。ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーは、大学院において、起業家を育 成するための独創的な研究開発を促進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創 造的な人材を育成することを目的とするものである。

本年度、共同研究や受託研究の実用化研究を推進するため、地域共同研究センターに専任教員を補充し、インキュベーション施設内にリエゾンオフィスを設置するなど、 産学官連携及び技術相談等に対応する体制の構築を図った。

現在、地域共同研究センターでは12件、インキュベーション施設では7件の企業との共同研究を実施している。

また、三洋電機㈱と包括連携協定を締結し、実用化研究を開始した。

世界水準の研究推進のための、競争的外部資金をより多く獲得する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、外部資金をより多く獲得するための方策について、検討する。

研究戦略会議において、外部資金の獲得に向けて「平成17年度科学研究費補助金申請増の方針」を決定したことを受け、研究推進会議で不採択者に対する研究費支援の具体的方策等について検討を行った。外部資金の獲得増加を図るため、研究補助金等募集に関する情報提供の充実や共同研究、受託研究、寄附金制度のパンフレットを作成し、教員等へ配付するなど、学内に働きかけた。そのほか、本学の「研究シーズ集」をホームページに掲載を行い、発明相談会を開催(10回)するなど外部への働きかけも積極的に行った。

また、科学研究費補助金の獲得金額増加のため、全教員に申請を義務づけるとともに記載方法に係る説明会等を通じて周知を図り、未申請者に対して研究費の調整を行うこととした。この結果、非常勤研究員等を含めた申請件数が平成16年度比で37%増加し、1,205件、採択件数が15%増加し391件となった。

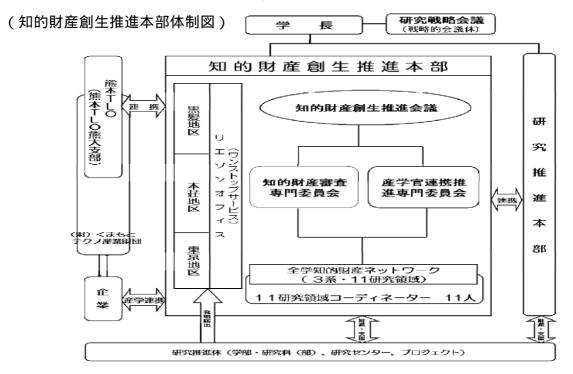
2)知的成果の社会への還元

知的成果を社会へ還元するため、受託研究や共同研究を積極的に行う。

知的財産創生推進本部において、受託研究や共同研究の推進策を検討する。

受託研究や共同研究の推進策等を検討するため、理事を長とする知的財産創生推進本部に知的財産創生推進会議を設置し、知的財産の活用や移転の方策等について検討を行った。また、併せて本部にプロジェクト会議を設置し、情報の共有を図るとともに、個別の受託研究や共同研究を推進する際の問題等についても検討を行っている。

本年度は、受託研究が18件増加し119件、共同研究が21件増加し117件となった。また、契約件数及び契約金額等を勘案した研究奨励費を配分するなどインセンティブを付与したことも件数増加に寄与した。



研究の成果を実用化に結びつけるため、産学マッチングファンド等による産学連携を推進する。

熊本県及びくまもとテクノ財団等との連携を推進し、産学マッチングファンド等の 獲得を目指す。

本学では、学術研究を強力に支援し、そこで得られた研究成果が、社会で有効に活用されるために、産業界等へ積極的に技術移転を推進している。

知的財産創生推進本部において、財団法人くまもとテクノ産業財団と連携し、RSP (地域研究開発促進拠点支援事業)として5件、都市エリア産学官連携促進事業として2件の受託研究を受け入れている。また、新たに都市エリア産学官連携促進事業 (発展型)において受託研究の受け入れが決定している。

産学マッチングファンド等の獲得を目指し、各先端技術普及促進協議会等に対し、 大学シーズ公開と企業ニーズの調査を行うとともに、県内の有望企業数十社を選定して技術相談及びニーズ調査を行うなど、県内企業との連携に努めている。

積極的に社会との連携を図るため、研究成果の技術移転、人材育成を行う。

熊本TLOとの連携を図るとともに、知的財産創生推進本部において、人材育成セミナー及び研修等を実施する。

本学における研究成果を産業界で活用することを促進するため、熊本TLOと協定を締結するとともに、定期的に連絡協議会を開催するなど連携を図った。

また、研究成果の技術移転を推進するため、研究者のための特許検索セミナー(参加者17名)、ライフサイエンス分野の知的財産セミナー(参加者37名)や学生のための特許検索研修会(参加者20名)、大学知的財産戦略研修会(参加者150名)など、様々なセミナー及び研修等を開催して、人材の育成を図った。

地域社会のニーズを的確に捉えつつ地域の課題等に対処するため、研究会等を実施する。

既存の様々な産学官連携の研究会等に参画して、地域社会のニーズを把握する。

地域社会のニーズを的確に把握することを目的として、熊本県産学官技術交流会 (参加企業92社、参加者421名)や第2回環境&ビジネスフェアin Kumamoto(参加企業98社、参加者27,800名)等に参加した。

また、研究シーズ発信のため熊本大学シーズ公開シンポジウム(参加者650名)や産学官技術交流会(参加者200名)等を開催し、地域社会のニーズの把握に努めた。

3)研究の水準・成果の公表・検証

個人の研究活動情報を提供するため、研究者総覧などのデータベースを常に更新 して公表する。

研究者総覧などのデータベースの更新を確実に実施し、研究内容、研究費の獲得状況、研究業績等をまとめ、年報等により学内外に公表する。

本学では、SOSEKI (熊本大学学務情報システム) において、教員個人の活動についてデータ収集を行い、研究情報や個人活動情報としてデータベースを構築し、ホームページに掲載しており、9月にデータの更新を行った。

また、平成13年度から、「熊本大学年報」を作成し、教員個人の研究活動等について 掲載し、学内に公表している。

さらに、学外に対し公表するため、本年度新たに「研究シーズ集」を作成し、ホームページに掲載するとともにCD-ROMを作成した。

大学全体及び各部局等の活動に関する情報をホームページで公表する。

ホームページにおける研究活動の情報発信の方策の見直しを行う。

本学ホームページに研究情報及び産学連携情報として、研究者の情報や共同研究等の制度について掲載し、情報発信に努めている。

また、本学ホームページに知的財産創生推進本部のホームページを開設し、産学官連携に関する諸制度等について掲載するとともに、「研究シーズ集」を作成し公表している。

なお、各種セミナー開催等のイベント情報についても適宜掲載を図った。

大学として又は各部局においてシンポジウムなどを積極的に開催し、参加者から の意見を聴取する。

多くの研究領域において公開セミナー、公開シンポジウム等の積極的な開催を図る とともに、大学として支援し、参加者へのアンケートを実施する。 COEに関連する公開シンポジウム(第2回21世紀COE国際シンポジウム、第3回Kumamoto University COE Symposium、衝撃COE国際シンポジウム)や、エイズ、遺伝子等の分野のシンポジウム(第9回熊本エイズセミナー、第5回遺伝子実験施設セミナー) そのほか、ナノスペース電気化学公開シンポジウム、ハーン没後百年記念祭シンポジウム、フランスの生命倫理講演会等を開催した。

シンポジウム等の開催に当たっては、人的、経費的支援を行うとともに、会場の提供等の支援も積極的に行っている。

なお、シンポジウム等の参加者へのアンケート様式等について検討を行い、共通フォーマットを作成した。これら様式に基づくアンケートにより研究会、セミナーの効率的な広報の方法、開催時期、開催してほしいテーマ等の把握を行った。

大学主催の知的財産公開シンポジウムなどを定期的に開催し、企業ニーズの情報 収集を行う。

企業ニーズに対応した知的財産公開シンポジウム等を計画的に開催する。

企業ニーズの情報収集を行うため、関西方面のOBからの働きかけもあり、知的財産と産学連携をテーマとした、「工学部関西フォーラム」(参加者256名)を開催した。また、熊本を初め、東京、北九州等の地域において、熊本大学研究シーズ公開シンポジウム(参加者421名) 熊本大学産学官技術交流会(参加者200名) CIC(キャンパス・イノベーションセンター)フォーラム(参加者127名)及び九州ブロック産官学連携ビジネスショウ(参加者34,000名)のシンポジウムを開催し、企業関係者からの情報収集を行った。

(2)研究実施体制等の整備に関する目標

1)研究推進体制の確立

学長の下に設置する研究戦略会議において、大学として重点的に推進する拠点形成研究を選定する。

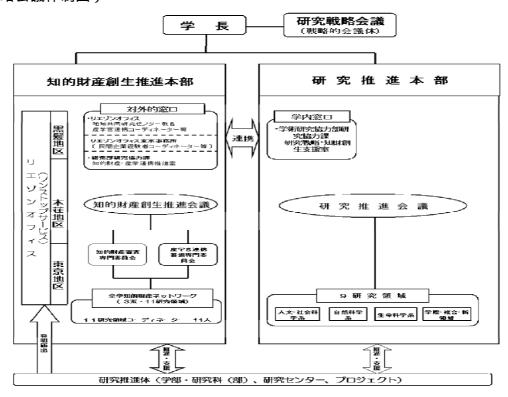
研究戦略会議は、部局横断的又は特化した研究等についての重点的な資源配分を行い、研究推進本部はこれを具体的に実施するために情報の収集、研究創生コーディネート並びに支援策の提案及び推進を行う。

本学における研究を推進するための基本方針の策定等を目的として、学長を長とする研究戦略会議を設置するとともに、その具体策の検討及び実施において調整に当たるため、理事を本部長とする研究推進本部を設置した。

また、研究推進本部においては、部局横断的又は特化した研究等を具体的に実施するため、各拠点形成研究リーダーに対しヒアリングを行い、支援経費の増額の提案や人的支援及びスペースの確保について支援策の検討を行った。

更に、平成17年度の拠点形成研究の新規課題の公募を行うとともに、発生医学研究センターの「細胞系譜制御研究教育ユニットの構築」と自然科学研究科の「衝撃エネルギー科学の深化と応用」の2つの21世紀COEプログラムの新たな融合研究の創出を図った。

(研究戦略会議体制図)



研究戦略会議において策定された基本方針に基づき、研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況を点検する。

研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況の点検を行う。

平成15年度に採択した「拠点形成研究A、B」の進捗状況を点検するため、各拠点 形成研究のリーダーに対しヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、各プロジェク トの研究は計画どおり進んでいたため、本年度も平成15年度と同額の研究経費を配分 した。

各大学院における研究教育の活性化及び変革発展を先導するため、「大学院先導機構」を設置した。この「大学院先導機構」に研究戦略会議で選定した拠点形成研究を組み入れ、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出を推進する。

研究戦略会議において 新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出に向けて現状分析及び課題の把握を行う。

新たな研究拠点形成の創出に向けて現状分析を行い、新しいCOEとして科学技術振興調整費「戦略的研究拠点育成」プロジェクト(スーパーCOE)の提案を行った。 今後、新大学院専攻等の創出に向けて現状分析及び課題の把握を行うこととしている。

2)研究資源配分体制の構築

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究計画の実施に関し、人材のより 柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を計画し、実施する。

研究戦略会議において一定数の人的資源の確保を含め、より柔軟で効果的な人材配 置の実施に向けて検討を開始する。 各拠点形成研究のリーダーに対しヒアリングを行い、拠点形成研究A、Bの研究計画の実施に関し、人材の柔軟な運用についての意見聴取を行った。

また、各部局に対し人的資源の状況について調査を行い、この調査を踏まえ、柔軟で効果的な人材配置や優秀な人材確保のための方策等の具体策を検討するため、ワーキンググループを立ち上げた。

各部局は、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を実施する。

各部局において、人材の運用及び効果的な配置について、検討を開始する。

研究戦略会議において、各部局に対し人材の運用及び配置等について調査を行うと ともに、人材の運用及び効果的な配置について具体策の検討を行うよう指示を行った。 各部局において検討を行っている。

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究に関し学内研究資金の確保と配分の基本方針を策定し、研究推進本部が具体的に計画し、実施する。

研究戦略会議は、間接経費等の一定額を学内研究資金として確保し、この研究資金 の配分方針を策定する。

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究として重点的に推進する「拠点形成研究」をはじめとする全学的な研究の推進に資するため、間接経費等の一定額を学内研究資金として活用する「全学的研究推進経費の活用方針」を定めた。

なお、本年度は間接経費等から6,000万円を確保し、学内における研究経費の支援及び研究基盤整備の一環として、全学共同利用研究センター等への支援を行った。

また、「拠点形成研究」の研究資金としては、重点配分経費による資金(5,000万円) と、間接経費等による資金(1,600万円)を確保し配分した。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、適切な研究資金の配分システムを構築する。

各部局において、研究資金の配分システムの構築について検討を開始する。

研究戦略会議において、各部局に対し研究資金の配分システムの構築について調査を行うとともに、研究資金の配分システム構築の具体策について検討を行うよう指示を行った。各部局において検討を行っている。

研究戦略会議は、研究設備等の基本方策を示し、研究推進本部において、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実を図る。

研究戦略会議及び研究推進本部は、研究に必要な設備等の実態調査を開始するとともに、基本方針の策定に向けての検討を開始する。

研究戦略会議において、各部局に対し研究設備について調査を行った。この調査結果を踏まえ、研究に必要な研究設備等の現状を把握するとともに、基本方針の策定に向けて検討を行うためのワーキンググループを立ち上げた。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、共通研究スペースに必要な設備を設置する。

各部局において、共通研究スペースに必要な設備計画の策定に向けて検討を開始する。

研究戦略会議において、各部局に対し共通研究スペースについて調査を行うとともに、共通研究スペースに必要な設備の整備計画の策定に向けて検討を行うよう指示を 行った。各部局において検討を行っている。

民間等研究員を積極的に受け入れ、民間等とのプロジェクトを実施するため、本 学の共用スペースを積極的に活用する。

研究推進本部及び知的財産創生推進本部は、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、総合研究棟等の共用スペースの利用方法を見直し、効果的な利用計画を策定する。

地域共同研究センター、インキュベーション施設及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーにおける共用スペースの利用については、研究利用要項を定め有効活用を図っている。

総合研究棟の共用スペースについては、現在使用許可の判断が部局長に委ねられているため、学長が決定できるよう施設マネジメントワーキンググループで検討を行うこととなった。

また、本年度実施した施設の利用及び活用状況の調査を基に、研究推進本部及び知的財産創生推進本部で、共用スペースの利用方法を見直す方向で検討を行うこととしている。

各部局レベルで、研究人員に応じたスペースが確保できるよう配分システムを構築する。

各部局においてスペースの有効活用及び配分システムの検討を開始する。

研究戦略会議において、各部局に対しスペースの有効活用及び配分システムの構築 について調査を行うとともに、スペースの有効活用及び配分システムの具体策の検討 を行うよう指示を行った。各部局において検討を行っている。

3)研究支援センター等の充実

技術支援を推進するため、生命資源研究・支援センター等の設備等の整備を行う。 生命資源研究・支援センターに研究開発推進・支援専門委員会(仮称)を設置し、 研究支援体制を整備するとともに、新しい企画について検討を加え、必要な機器類の 整備計画を策定する。

生命資源研究・支援センターに、研究支援推進専門委員会を設置し、研究支援体制を整備した。

また、本年度は研究支援推進専門委員会においてマウス凍結胚・精子の寄託数増加計画に対応するための新たな凍結タンクの導入や、バイオ情報分野強化のための情報 関連機器の購入に関する計画を策定した。

さらに、本年度はアイソトープ施設における入退室管理システムの更新、電気泳動画像処理装置等の機器・設備を整備した。

情報設備等の充実のため、総合情報基盤センターを核とした情報基盤の整備を行う。 主要機器のギガビットネットワーク接続を推進する。

また、ネットワーク利用環境の整備、特にセキュリティに十分に配慮した利用環境の確保と、ウィルス等緊急事態への迅速かつ的確な対応体制を整備する。

本年度、ギガビットネットワークで構成された主要機器のうち、総合情報基盤センター設置の高速(L3)スイッチをギガビット対応インターフェースに交換し、情報の高速化及び多量送受信化を図った。今後は引き続きWebCTをはじめとする各種全学サーバのギガビット接続を行う予定である。

また、高度情報社会における、大学の情報資産のセキュリティをより強固なものとするため、「情報セキュリティポリシー」を改訂した。この情報セキュリティの重要性を大学の全教職員に意識させ、情報資産を確固として守るため、「情報セキュリティポリシー実施手順書」を策定した。次に、この情報セキュリティポリシーを全教職員に周知徹底させるためにWebCTを使った自学自習を行うシステムを構築し提供を開始した。

さらに、ウイルス等緊急事態への迅速かつ的確な対応を図るため、発見者から当該 部局システム管理者、部局システム管理責任者、全学システム管理責任者及び最高情報セキュリティ責任者へと連絡を行う情報セキュリティ体制を整備した。

この体制は、理事を最高情報セキュリティ責任者とし、総合情報基盤センターを中心として組織されている。

学術情報基盤の活用のため、附属図書館の整備を行う。

学習・研究図書館機能の拡充、電子図書館的機能の整備を図る。

本学附属図書館運営委員会で附属図書館の基本的整備方針をまとめ、整備を図った。本年度は、学務情報システム(SOSEKI)を図書館OPACへ接続し、SOSEKI上にあるシラバスに掲載している教科書等をオンラインで検索できるようにするなど、利用サービスの向上を図った。

また、博士論文公開データベースシステムをWeb上で公開するため、公開機能を整備し、検索等の操作を整備して機能を向上させた。さらに本年度は、医療系や法律系の情報関連のデータベースを整備するため、 EBMR(科学的根拠に基づく医療情報レビューデータベース)及びLEX/DB(法律情報データベース)を導入した。

4)知的財産の創出取得・管理・活用

知的財産創出のため、次の取組みを行う。

- a . 知的財産マネージャーが研究会に参加し、シーズ探索及び情報提供を行う。
- b.ベンチャー·ビジネス·ラボラトリー(起業化人材育成) 地域共同研究センタ
 - ー(応用的研究等)及びインキュベーション施設(実用化研究)を有機的に連携させ効果的に知的財産を創出する。
 - a. COE等「拠点形成研究」に知的財産マネージャー等が参画して、研究成果の 技術移転及び応用研究への展開を支援する。
 - b.知的財産創生推進本部において、各センター等の有機的連携及び効果的な知的 財産の創出を検討する。
 - a.知的財産創生推進本部では、知的財産戦略に関する企画・立案及び創出の支援等のため、知的財産マネージャーを2名配置している。マネージャーは、研究成果の技術移転及び応用研究への展開を支援するため、本学のCOE研究会に参画するとともに、研究者との交流や研究室訪問を行い、具体的研究シーズの把握に努めている。
 - b.知的財産創生推進本部にプロジェクト会議を設置し、情報の共有、研究環境活動の調整を行っている。さらに、各センターの有機的連携及び効果的な知的財産の創出を検討するため、ワーキンググループを設置した。ワーキンググループで

は、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、地域共同研究センター、インキュベーション施設をそれぞれ、「シーズ創出ラボ」「共同研究ラボ」「インキュベーションラボ」とし、これらを統合した新たな部門設置構想等を検討した。

知的財産の取得・管理を機能的に行うため、知的財産創生推進本部が中心となり、 発明の届出・審査・出願・管理を行う。

知的財産創生推進本部において、研究者への知的財産の取得・管理に対する啓発普及を行い、特許等の申請の増加を図る。

研究者への知的財産の取得・管理に対する啓発普及を行うため、パンフレット及び機関誌(K-LINK(季刊)を5回発行)を作成し、職員及び共同研究相手先の企業等に配付した。また、知的財産創生推進本部のホームページを開設し、知的財産の取得・管理に関する情報を掲載するなど充実を図った。

さらに、知的財産に関する啓発普及を目的として講演会を開催した(2回、参加者総数150名)。なお、本年度の発明届け件数は86件(昨年度比4件増)、特許申請件数45件(昨年度比34件増)である。

知的財産の活用のため、熊本TLOと連携し効率的に研究成果の技術移転を行うとともに、大学発ベンチャー起業を推進する。

知的財産の活用のため、熊本TLOと知的財産創生推進本部との役割分担を明確にするとともに、ベンチャー起業の推進の方策の検討を開始する。

本年度、本学と熊本県テクノポリスセンター内にある熊本TLOは協定を締結し、これに基づき、本学では知的財産の「創出」・「取得」・「管理」を、熊本TLOにおいては知的財産の「活用」を主として行うといった役割分担を明確にし、連携して移転業務等の推進を図る体制を整備した。

また、知的財産創生推進本部において、インキュベーション施設利用者の起業化計画の検討及び明確化などベンチャー起業の推進方策の検討を行った。さらに産学官連携コーディネーター等が各種展示会での上記入居者の研究成果物の紹介・PRなど、起業支援を行った。

そのほか、起業家や地域におけるニューリーダーを育成することを目的として、実践的起業家(リーダー)育成塾「I & I (Imagination&Innovation)塾」を大学教員と産学官連携コーディネーターが協力して立ち上げた。

なお、本年度は、株式会社アドバンヘルス研究所と上肢用 C P M (関節可動域リハビリ訓練装置)について 1 件起業化に成功した。

黒髪キャンパス、本荘キャンパス及び東京(港区芝浦)にそれぞれリエゾンオフィスを設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用のワンストップサービスを行う。

医薬系キャンパスのリエゾンオフィス及び東京リエゾンオフィスを新たに開設して整備し、活用する。

本年度、熊本地区にこれまでの黒髪リエゾンオフィス(主としてメカトロ系)に加え、新たに本荘リエゾンオフィス(主としてバイオ系)及び全国展開の拠点として東京リエゾンオフィスを設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用を1ヵ所で行うワンストップサービス体制を整備した。

各リエゾンオフィスでは、研究室訪問、発明相談会及び交流サロン等を主催し、研究者、企業等の交流の場を提供するとともに、研究シーズと企業ニーズのマッチング

を図っている。

なお、東京リエゾンオフィスでは、イブニングセミナーを3回(8月:参加者30名、12月:参加者60名、3月:参加者50名)開催した。また、訪問者は、延べ400名となっている。

5)研究活動の評価・質の向上

研究戦略会議・研究推進本部は、「拠点形成研究」を評価し、その後の支援の在り方に反映させる。

研究戦略会議及び研究推進本部は「拠点形成研究」の評価等について検討するとともに、研究が着実なものとなるよう支援体制を検討する。

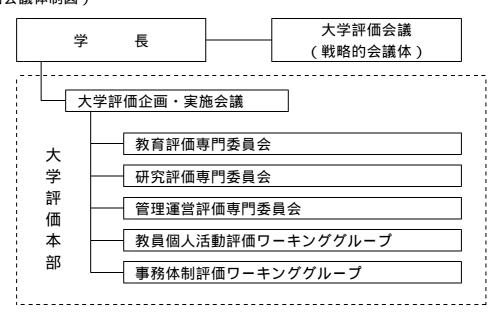
研究戦略会議において、「拠点形成研究」の評価等について検討を行い、中間評価及び最終評価の基準である「熊本大学拠点形成研究(A、B)評価要項」を定め、研究の進捗状況等を確認し、適切な助言や研究経費の適正配分に資することとした。

個人及び組織の研究活動を向上させるため、第三者評価機関の評価結果に基づき、 大学評価会議及び大学評価・企画実施会議が、研究活動の活性化のための改善策を 提言する。

大学評価会議等は、研究活動に関する評価システムの構築及び第三者評価の結果も 踏まえた研究活動の活性化を促す体制の確立に向けて、検討を開始する。

本学では、本年度、戦略的会議体の1つとして、評価に関する諸々の基本方針を決定することを目的として、学長を長とする大学評価会議を設置するとともに、その具体策の検討及び実施に当たるため、大学評価本部を設置した。大学評価本部には、評価活動を効率的かつ効果的に行うため、大学評価企画・実施会議を設置し、さらに3つの専門委員会(教育評価、研究評価、管理運営評価)と教員個人活動評価ワーキンググループ及び事務体制評価ワーキンググループを設置して、全学的評価体制を整備した。

(大学評価会議体制図)



これにより、自己点検・評価及び認証評価機関による評価等の第三者評価への対応 を図ることとしており、評価結果に基づく改善策等についても検討することを規定し た。

なお、研究に関しては、自己点検・評価のうち、組織評価の1つとして研究評価を 位置付けるとともに、教員の個人活動を教育、研究、社会貢献、管理運営の4領域に 分けて評価を行う基準を作成し、本年度試行として実施した。

3.その他の実施状況

(1)社会との連携、国際交流等に関する実施状況

1)地域社会との連携

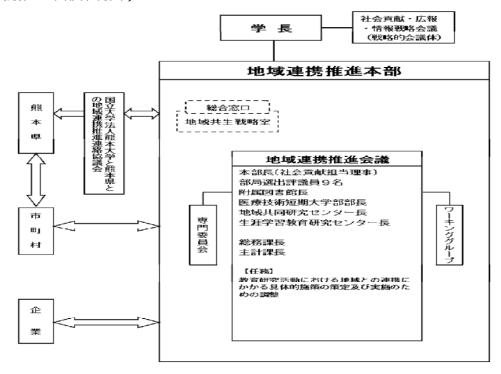
地域連携推進本部を中心とした地域社会との連携を推進する体制を整備するとともに、学内に地域連携の窓口を設置し、積極的な情報の収集及び発信を行う。

地域貢献に関する総合窓口(地域共生戦略室)を設置し、地域社会との連携を積極的に推進する。

本年度、「社会貢献、広報情報戦略会議」において、策定された地域貢献に関する基本方針等に基づき、その具体的施策の策定及び実施において調整に当たるため、理事を長とする「地域連携推進本部」及び「地域連携推進会議」を設置した。また、各地域貢献事業に係る学内・学外との連絡調整を行う総合窓口として、総務部総務課に「地域共生戦略室」を設置した。

地域共生戦略室では、公開講座、授業開放及び地域貢献特別支援事業の支援を実施 しており、本年度、これらの情報を本学ホームページや広報誌に掲載するなど、積極 的な情報発信に努めた。また、従前から公開講座及び授業開放のパンフレットを社会 教育施設の協力を得て配布していたが、新たに市内のデパートや美術館等においても 配布することとした。

(地域連携推進本部体制図)



放送大学熊本学習センターの誘致を目指す。

放送大学熊本学習センターの誘致について、関係機関との折衝を行う。

本学黒髪キャンパスに「放送大学熊本学習センター」の誘致を目指し、放送大学学園との折衝を延べ11回行った結果、平成18年度開設に向けて、放送大学学園において整備費の概算要求が行われ、政府予算案が認められた。

「熊本大学LINK構想」(熊本大学と熊本県(県庁、学校、企業等)の情報ネットワークを構築し、熊本大学の資源を地域に活用する構想)を活用して「教育(人材養成)」、「産業振興」、「地域課題解決」及び「環境保全」などの分野について具体的事業をコーディネートし、地方自治体と共同で実施する。

平成15年度から実施している「地域づくり支援事業」などの地域貢献特別支援事業について、改善を図りながら実施する。

平成15年度、16年度の実施状況を分析・評価するとともに、シンクタンク構想の実現を図る。

地域貢献特別支援事業として、「高齢者を支えるまちづくり支援事業」をはじめとする「地域づくり支援事業」等、様々な事業を実施し、報告書を作成した。また、事業について、県と意見交換を行ったり、学内会議等で各事業の実施結果のヒアリングを実施し、評価結果を次年度以降に実施する事業の選定に反映することとした。

また、本事業の実績を基に、さらに充実した地域貢献を継続的に支えるため、本学が地域の持続可能な良き社会形成の構想に積極的に関わり、教育研究の成果を政策提言という形で地域社会へ還元するとともに、さらに、本学と社会とのインターフェイス機能を発揮し、迅速に課題解決に当たることが可能となるよう、シンクタンク機能を有する「政策創造研究センター」を設置する予定である。

2)地域における教育の質の向上

初等・中等教育においてはユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業等を支援 する。

ユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業などの支援等を実施する。

また、大学の知的活動成果の活用による地域における教育の質の向上のための支援策を検討する。

ユアフレンド事業は、教育学部と熊本市教育委員会が連携して実施している。これは、小中学校の不登校児に対し、本学の約100名の学生が担任等と連携を取りながら、毎週2時間程度の家庭訪問などを通して相談相手になり、子供が自主的に学校へ復帰することを働きかける事業である。不登校児の中にはうちとけて学校に短時間・午前中なら行ける児童も出ている。学生にも貴重な経験となっている。市教育委員会と連携し参加する学生への指導・助言等を行っている。

また、「スーパーサイエンスハイスクール事業」に選定された熊本県立第二高等学校からの依頼により、理学部、工学部、薬学部で「熊本大学体験学習講座」を12講座開設し、179人の高校生を受け入れた。あわせて、熊本県立熊本工業高等学校が選定を受けた「IT人材育成プロジェクト事業」に対し、総合情報基盤センターが中心となって、現代社会で必要な情報スキルを持つ社会人を育成するため、試験用eラーニング・システムを連携して立ち上げた。これにより、eラーニングを用いて大学が作成した情報基盤基礎教育の教材を、将来オンラインで提供し支援するためのプラットフォ

ームができた。

これらの3事業については、支援内容の充実や支援活動の強化を図るため、それぞれの事業ごとに支援室を設置した。

このほか、地域の初等中等教育の質の向上を図るため、理工系学部における「夢科学探検2004」や、沿岸域環境科学教育研究センターにおける「干潟フェスタ」等、様様な事業を実施した。

生涯学習教育研究センターを中心として、公開講座及び社会人への授業開放を拡充する。

公開講座及び授業開放科目の現状分析を行うとともに、受講生のニーズを把握する ためアンケートを実施する。

本年度、本学では公開講座21講座(受講者数894人) 授業開放科目85科目(受講者数113人)を実施した。

公開講座及び授業開放科目の現状を分析するため、生涯学習教育研究センターにおいて、ワーキンググループを設置し、検討を行った。その結果、公開講座については、今後は従来から実施してきた一般社会人や高校生等を対象とした講座のほかに、職業能力の向上等を目的とした専門職業人対象の専門性の高い講座を開設する必要があるとの結論を得た。例えば法学部、大学院法学研究科等を中心に地域貢献のため地方公務員政策法務キャリアアップ講座(学外5回うち3回は地域、受講者229名)等を実施した。授業開放科目については種々の影響等を考慮し、引き続き検討を進めている。なお、アンケートの実施の結果、公開講座については97%、授業開放については98%の受講生から満足しているとの回答を得た。

3)産学官連携の推進

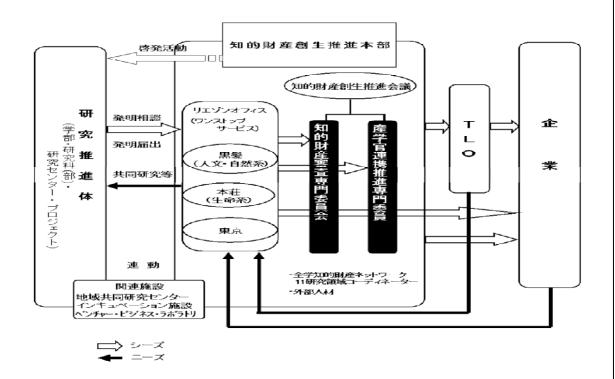
熊本TLO、JST(科学技術振興機構)及びRSP(地域研究開発拠点支援事業)など学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転を拡充する。

知的財産創生推進本部において、学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創 出支援、技術相談、共同研究、技術移転の拡充の方策を検討し、実施する。

知的財産創生推進本部では、熊本TLOから紹介された企業ニーズと本学の教員との技術相談を行っている。あわせて、熊本TLOとは、知的財産の創出、取得、管理、活用について7月に協定を締結し、月に1~2回の連絡協議会を開催して、技術移転の拡充の方策を検討するとともに、大学発ベンチャー等の起業、雇用の創出支援も行った。他にも、JST(科学技術振興機構)との連携による本学教員及び院生を主対象とした講演会の開催、JSTの特許出願支援制度の活用、財団法人くまもとテクノ産業財団のRSP(地域研究開発促進拠点支援事業)で5件の受託研究を実施、独立行政法人中小企業基盤整備機構との「熊本大学連携型起業家育成施設に関する基本合意書」の締結等、連携による取組を積極的に行っている。

また、熊本県が推進する、食品、医療及び環境の3分野でのバイオ産業高度化・集積を図るバイオフォレスト構想(熊本大学知的財産本部長が委員長)にも参画している。

(知的財産創生推進本部体制図)



4)国際交流の推進

国際共同研究プロジェクトを推進し、学術上の国際協力連携と研究者の人的交流に積極的に取り組む。

共同研究推進上の課題を検討し、国際共同研究推進に係る具体的施策を策定する。

研究推進会議において、下記のような現状と課題について検討した。

- ア.現在、国際共同研究は教員個人が実施しているケースが多く、大学間交流 協定を締結して組織的に行っている例が少ない。
- イ.外国の大学等の機関との共同研究の実施は各教員が獲得した外部資金等の 経費に依存しており、組織的な支援システムの構築等が必要である。
- ウ.中国、韓国等、アジア諸国とのパートナーシップ強化が必要である。
- 工.欧米諸国の大学等の研究機関との共同研究についても引き続き促進する必要がある。

検討の結果、国際共同研究を実施・推進する窓口を明確にすること、交流協定機関 を積極的に増やし、国際共同研究へ発展する基盤を整備すること等を内容とした「今 後の国際共同推進のための方策」を策定した。

なお、平成17年度は上海フォーラムを開催し、交流協定を締結した大学等との交流 を促進するとともに、本学卒業の留学生との将来的な交流を深めることとしている。

大学の学術振興支援事業、外部寄附金等の支援を得て、国際会議、国際シンポジウム等を開催する。

本学が支援する国際会議、国際シンポジウム等の開催上の課題を整理し、支援策を検討する。

本学では本年度、国際交流に関する基本方針を定めた。

< 国際交流に関する基本方針 >

ボーダレスな現代社会においては、熊本大学の存在そのものが国際的であるべきであり、「教育」、「研究」、「医療」における国際水準の確保はもとより、積極的な「国際連携」を通じてそれぞれの分野で国際社会に貢献する。そこで、本学をグローバルな知のネットワークに接続させ、その活動をもって国際的に貢献し、高く評価されるよう、次の施策を推進する。

- (1) 国際交流協定の充実
- (4) 国際協力事業の支援

- (2) 学生交流の質の保証
- (5) 専門家の確保
- (3) 教育研究実績の国際的アピール

これを基に、「熊本大学を発見させる海外広報の在り方」とする報告書をまとめ、この中で本学の主催・共催により開催する国際的会合を「人的ネットワークを使った広報活動」の一つとして重視し、必要な支援を行うこととした。

なお、今後は国際シンポジウム等の開催責任者の事務的負担を軽減するため、開催マニュアル作成等支援策の検討をすることとしたほか、シンポジウム開催資金の獲得についても助成金申請に係る情報提供等の施策を検討する予定である。

また、本学教員に対し、国際シンポジウム等に関する大学による支援体制について満足度と意見を求める調査を実施しており、今後、集計・分析を行う予定である。

教職員の海外出張・研修を積極的に実施するとともに、客員研究員の受入れを拡充する。

教職員の海外出張・研修の促進及び外国人研究者の受入れ上の問題点を検討し、派遣・受入れ体制を整備する。

本学の国際交流に関する基本方針に基づき、国際交流担当職員に必要な能力、人事 異動上の配慮及び育成確保に関する計画等について検討し、「熊本大学における国際交 流担当職員の育成と配置について」とする報告書をまとめた。

本年度は、「事務系職員海外研修」を実施し、事務職員1名に対してカナダのアルバータ大学における、語学学習及び国際教育インターンシップを2ヶ月間実施するとともに、37歳以下の若手研究者を対象に、海外へ派遣する「熊本大学若手研究者海外派遣制度」を新設し、長期2人、短期2人を募集した。また、文部科学省の「海外先進教育研究実践支援プログラム」に申請し、11件中9件採択された。

なお、国際的人物交流に関する大学の支援体制について、本学教員に対し調査を実施しており、今後、集計・分析を行う予定である。

短期留学生プログラムの活用等による留学生受入体制の整備を行う。

留学生受入れ体制の現状について問題点を整理し、留学生の受入れ体制の改善に係る具体的施策を企画・立案する。

本学の国際交流に関する基本方針に基づき、「熊本大学における国際交流協定に基づく学生交流の推進について」とする報告書をまとめ、留学生各人の日本語能力に応じたカリキュラムの充実と異文化理解も含む生活支援が必要であるとの課題が出された。これを受けて留学生センターを中心に、 単位化されていない日本語科目の単位化、

日本語能力に応じた英語による短期留学プログラム、日本語による学部開講授業、

日本語クラスの組合せによるカリキュラムの提唱、 オリエンテーション等の生活支援や、スタディ・ビジット、留学生アドバイジング等を包括する留学生受入体制の整備等の実現に向けた活動を行った。

なお、本学における留学生支援体制に関して、外国人留学生に対しアンケート調査 を実施しており、今後、集計・分析を行う予定である。

海外留学を推進するため、協定校を増加させるとともに、海外留学オリエンテーションを実施する。

学生の海外留学の現状を把握し、学生交流協定校の増加を含む海外留学の推進に係る具体的施策を企画・立案する。

本学の国際交流に関する基本方針に基づき、学生の海外留学活性化のための派遣体制の整備について検討し、「熊本大学における国際交流協定に基づく学生交流の推進について」とする報告書をまとめた。ここでは学生交流協定校を増やすための対象国や方針、留学説明会の早期開催、学部在学期間の延長を必要としない時間割の整備、単位互換制度の整備運用、学生の海外派遣に関する大学としての危機管理体制の整備等について、留学生センターを中心に今後検討を行うこととした。

また、新規の交流協定申し入れに対応できる体制を整備し、韓国及び中国の大学と 交流協定を締結したほか、英語圏の大学との協定締結を目指してJAFSA主催の交流会等 に教員を派遣するなどして対象国の動向を調査し、協定の申し入れを行うなど、交流 協定増加のための活動を実施した。

さらに、従来2年次学生を主対象に年1回開催していた海外留学説明会を、本年度から1年次及び2年次生を対象に年2回(春・秋)開催したほか、希望学生をメーリングリストに登録し、留学・語学学習に関する情報の提供・交換を実施することとした。

大学院生の国際会議等への参加を奨励する。

国際会議等で研究発表する大学院生に対しての旅費等の経済援助基準並びに研究発表に基づく単位科目及び単位認定基準のあり方について調査検討する。

自然科学研究科において、平成18年度から国際会議等での研究発表に基づく単位認 定実現のため、新しい授業科目を開設することを決定し、今後準備を進めることとし ている。

また、大学院生が国際研究活動に参加することへの大学の支援体制について本学教員に調査を実施しており、今後、集計・分析を行う予定である。

(2)附属病院に関する実施状況

1)医療サービスの向上

患者満足度を高めるため、ISO9001の認証に基づき医療の質的向上を図り、かつ、 安全管理体制を点検・改善する。

患者サービスを向上させるため、ISO9001の認証に基づく内部監査の充実を図る。

本学附属病院では、平成15年3月に、附属病院全体を対象とした、IS09001:2000 (業務の標準化推進、継続的な医療の質の向上推進、部門間連携の強化、医療事故の防止などを目的とした品質マネジメントシステム)を取得した。

なお、国立大学医学部附属病院では、これまで一部の部署だけでIS09000シリーズを取得した大学はあるが、全体では平成15年3月の時点では本学附属病院が最初であった。

管理責任者(副病院長)は、ISOのシステムが各部署において効果的に実施、維持管理されているかを把握(調査)するため、各部署の医師、看護師、技師等医療従事者及び事務部門の中から内部監査員を委嘱している。本年度は113名の監査員が内部監査を2回実施し、監査員の視点・聴取のスキル等のレベルが向上し、的確な監査が行えるようになった。

また、新たな監査員候補者を選出し、実地研修(監査への直接参加)を実施するなど、内部監査員の養成にも努めた。

内部監査における改善事項については、現場へフィードバックや、対応なども含め、 患者の安心、信頼及び医療サービスの向上に努めた。

なお、患者サービスの向上の現れとして、患者からの感謝などの件数が増加し、また苦情の件数が減少しており、満足度の向上が図られつつある。

医療カウンセリング室(仮称)を設置し、医療行為に関連したメンタルヘルスを 積極的に支援する。

問題点、必要性を洗い出し、院内における体制を整備するとともに、幅広く心の疾患に対応するため「こころの診療科」を設置する。

今までの神経科精神科は、主に神経症、心身症、統合失調症等の治療を行ってきたが、周産期精神疾患(うつ病)や思春期・青年期の心性障害等の精神神経領域疾患に対応することを目的として、新たに「こころの診療科」を設置し、2診療科に組織替えを行った。

ア「こころの診療科」・・・・・・ストレス関連障害、神経症等の治療を行う。

イ「神経精神科」・・・・・・・・ 心身症、統合失調症、てんかん等の治療を行う。

さらに、臨床心理士・精神保健福祉士を「こころの診療科」に配置し、患者や家族の心の疾患に対し、診療の幅を広げることにより精神神経領域の疾患のニーズに対応した医療サービスの向上が図られた。

地域に必要とされる医療については、不採算部門であっても他の医療機関との連携を図り、その部門の運営を支援する。

診療科毎の収支分析を行い、不採算部門の洗い出しを行う。

法人化に伴い附属病院の運営・経営状況を的確に把握し、経営活動の業績評価及び 附属病院の特殊性や役割を社会に説明することを目的として、国立大学病院管理会計 システム(全国共通)を開発中である。

これまで行ってきた4国立大学附属病院との合同経営分析の検討成果を踏まえ、診療科ごとの収支分析を行うため、本システムの既開発部分について試行の段階である。 今後は、明確な収支分析基準の構築を行うための検証を行うこととしている。

平成15年度から平成19年度に係る熊本県保健医療計画(第4次)を踏まえ、高度な救急医療を24時間体制で実施するため、「救命救急センター」の設置を目指す。

集中治療部門運営委員会を立ち上げ、現状の把握と分析を行い、熊本県、熊本市と折衝を行う。

地域医療に貢献することを目的に「救命救急センター」の設置を目指すため、集中 治療部門運営委員会の設置を検討するワーキンググループを立ち上げた。

また、救命救急センターを設置している熊本県下の2センターの収支、採算性及び 地域のニーズ等の調査・分析を行っている。

今後、地域医療機関との機能、経営上の問題等を検証し、設置の必要性も含めて検討することとしている。

附属病院が中心となって、地域医療における診療録の電子化と共有化を推進する ドルフィンプロジェクトを積極的に支援する。

地域医療連携サーバ機能の強化を行い、他地域の地域医療ネットワークシステムとの接続を行う。また、遠隔画像診断サービスの基盤を整備する。

平成12年度に経済産業省の推進事業に採用されたことを受け、医療機関における医療情報の共有及び電子カルテの開発と実験運用などを目的としたシステム(ドルフィンプロジェクト)を立ち上げた。

このドルフィンプロジェクトを支援するために「ひごメド」(患者自身が自宅からカルテ閲覧及び他病院から本学附属病院のカルテ閲覧を可能とするサービスシステムの名称)への加入者の増加を図るため、平成16年7月から地域医療機関及び本学附属病院院入院患者から加入の同意を得るためにパンフレット等を配布し、周知を図った結果、加入者数は増加傾向にあり、本システムの有効性と地域医療の充実及び連携強化に寄与したことが、患者、医療機関に認容されつつある。

また、地域医療連携強化の一環として、放射線治療・診断科で実施を予定している 遠隔画像診断サービス(他の病院で撮影した画像を本学附属病院へ転送し、専門医師 により画像診断を行って地域医療に貢献するサービス)の基盤の整備を図ることを目 的として、地域医療連携サーバにVPN装置(拠点間を繋ぐ専用回線)を接続し、病院と のデータの送受信が可能なシステムを構築した。

なお、平成16年11月に地域連携病院の2病院と接続通信のテストを行い、利活用を 図っていくこととし、今後更に他病院との連携拡大を図ることとしている。

医療の質の向上を図るため、他大学や他病院との連携を図り、全ての医療従事者について研修を実施する。

目標管理及びクリニカルラダー(臨床実践レベル昇進システム)を構築し、試行する。他大学や他施設との研修内容を検討し計画する。

医師及び技師の医療の質の向上を図るため、ISOで義務づけられている年度教育訓練計画書を作成し、研修を実施するとともに、他病院の医師等が参加できる研修会等を各診療科及び中央診療施設ごとに実施した。

特に、看護職員に対しては看護能力を段階的に評価するクリニカルラダーシステム及びコンピテンシー(高い業績を引き起こす能力。例えば、セルフコントロール、対人影響力、思考力)評価システムを平成17年度からの運用に向け、11月から1月にかけて試験的運用を実施し、その結果を分析してクリニカルラダー等の修正を行った。

さらに、地域の看護職員の質的向上に寄与するため、他施設の看護職員へ研修プログラム(クリニカルラダー、目標管理研修を5月・6月の4日間実施)を周知することにより、院外研修者を本年度は延べ55名受け入れた。

2) 先端医療の開発・導入、医療人育成

「総合臨床研修センター」がコーディネーターとして、関係学部、院内各診療科 (部)、地域の臨床教育研修関連施設等と連携して、次の方策を通して良質な医療人 を育成する。

- a.医療人の教育研修については、これら機関や地域の関連医療機関等と連携して、 卒前教育、卒後研修、生涯教育を推進する。
- b. 平成16年度から必修化される医師の卒後臨床研修、平成18年度からの歯科医師の卒後臨床研修の必修化へ対応するため、適切な研修プログラムの管理・運営を行う。
- c.研修医の研修評価と初期臨床研修修了後のフォロー(専門診療科への移行、大学院への進学等)を適切に行う。
 - a.【卒前教育】・・・・・・クリニカルクラークシップ(臨床実習方式)の導入のための準備を、医学部と協力して行う。

クリニカルクラークシップの教科書とするために、既存の 臨床実習のための教科書の改訂を行う。

チュートリアル教育(個別指導・少人数教育)を導入、開始する。

【 卒後研修 】・・・・・・ 卒後研修のための教科書を発行する。熊大病院群臨床研修 医のための、研修手帳及び研修の手引きを発行する。

【生涯教育等】・・・・ 基本的臨床研修能力に関するセミナー、ワークショップ、 講演会等を開催する。

【共通】・・・・・・・ スキルスラボ(臨床技能学習施設)の充実を検討する。

- b. 新研修制度に基づく、研修プログラムの運営を行う。
- c.また、研修医からのプログラムに対する意見調査を定期的に行う。 さらに、歯科医師の卒後臨床研修必修化への対応のための調査、検討を進める。

大学病院の重要な使命の一つである「優れた医療人の育成」という使命を果たし、 もって地域医療に貢献するための「総合臨床研修センター」は、卒前学部教育の支援、 卒後臨床研修プログラムの管理・運営、地域医師等の生涯学習の支援、コメディカル 部門の教育・研修の支援、研修関連医療機関等との連絡調整等の業務を積極的に行っ ている。本年度は、下記に示すような活動を実施した。

a .【卒前教育】

医学部カリキュラムにおいて、平成18年度から正式導入するクリニカルクラークシップ(臨床実習方式)及び平成17年度から導入するチュートリアル教育を円滑に実施するための準備として、下記活動を計画、実施した。

ア.クリニカルクラークシップ導入のための臨床実習入門コース (対象:5年生)の企画・運営に参画。

特に、教員に対する医学部学生によるインターネットを利用した評価を導入、実施した。結果、各評価項目 5 段階評価で、平均4.1と高いものであった。

- イ・クリニカルクラークシップの教科書とするために、平成14年に臨床 実習入門コース用に発行・出版した教科書『基本的臨床能力学習ガイ ド・クリニカルクラークシップ・ナビゲータ・(金原出版)』の改訂に 着手した。
- ウ.医学部でのチュートリアル・トライアル(対象:4年生)の企画・ 運営に参画。プログラムの作成、関係講座、指導教員との連絡調整等 を行い、実施した。その後、医学部において、学生及び指導教員を対

象に、アンケート調査方式による評価を実施し、この結果に基づき、 チュートリアル教育のカリキュラムを策定し、平成17年度から正式導 入することとした。

【卒後研修】

本年度から必修化された医師の卒後臨床研修の充実及び円滑な運営のため、 また、卒後研修のための指導書等を次のとおり作成、発行した。

- ア.指導医用の『シリーズ臨床研修医指導の手引き「総論」 ローテーション研修での必須事項』(診断と治療社)』を出版し、指導医のみならず研修医のための教科書として利用している。
- イ.研修プログラムの概要、研修目標、医療安全管理、院内感染防止対策、その他日々の研修に必要な情報を掲載した「研修の手引き」(A4版、約300ページ)及び、常時携帯可能なように研修の手引きを簡略化した「研修手帳」(聖書版、約50ページ)を作成・発行した。

これらは、熊大病院群 (135施設及び本院)の研修医及び指導医に配布し、 現在継続的に使用している。

【生涯教育等】

医師、コメディカルの生涯学習の一環として、その資質の向上を図るとともに、卒前教育及び卒後研修指導者の養成を行い、もって地域における医学教育・研修に貢献するために、総合臨床研修センターが中心となって、下記セミナー、講習会を実施した。これらのセミナー等には地域開業医の参加も多数あり、地域医師の指導医としての質的向上に貢献できたと参加者から評価が高かった。

その内容等は次のとおりである。

- ア.熊本県下の研修医を対象として、医療安全管理、CPC(臨床病理検討会)等をテーマとした研修医セミナー(熊本臨床研修医セミナー)を実施した。このセミナーには、研修医のみならず地域の開業医の参加も多数あり、地域医師の生涯学習の場としても機能している。
- イ.研修医、指導医、コメディカル、地域医師を対象として、ACLS(二次救命措置)・BLS(一次救命処置)講習会を実施した。

なお、受講者の中から、新たな指導者(インストラクター)が誕生 し、そのインストラクターが当院主催の講習会のみならず、熊本県下 の他施設主催の講習会のインストラクターとしても活躍している。

ウ.臨床研修指導医養成のために、熊大病院群の臨床研修指導医を対象として、厚生労働省の認定を受けた熊大病院群臨床研修指導医研修ワークショップを実施した。(本年度で第4回を数え、延べ約200名の修了者を出している。)

なお、修了者は、新しい臨床研修制度のもとで、各研修病院での研修プログラムの策定等の中心的な役割を担うとともに、指導責任者として研修医の指導に当たっている。

【共通】

安全で良質の医療を提供できる実践型の教育実施を目的として、直接患者に接する前の各種シミュレーター(模型・モデル)による教育環境基盤を構築した。

各種シミュレーターを管理し、教育を実施する施設であるスキルスラボは、本学附属病院総合臨床研修センターの中核施設として、医師・コメディカルの卒前教育・卒後研修・生涯学習のために利用している。特に医学生の利用率が高く、ほぼ毎日利用されている状況である。

このようなスキルスラボの機能の充実のため、本年度は、AED(自動体外式除細動器)や心肺蘇生訓練用人形の増設を行った。

b.【新卒後臨床研修制度】

新卒後臨床研修制度に対応するため、「地域で必要な医師は、地域で養成する」という基本方針のもとに、熊本県内の各医療圏(地域ごとに9つの医療圏を設定)の中核病院を研修基幹病院とした熊本大学医学部附属病院群(135施設)を構築した。

その結果、2年間の研修期間のうち、1年間を本学附属病院で、1年間を研修基幹病院を中心とした同一医療圏で完結するという地域医療に密着した研修システムを導入することができた。

なお、本年度は、70名の研修医を受け入れて、地域に密着した研修を行った。

この研修プログラムの充実及び円滑な管理・運営のために、熊大病院群卒 後臨床研修管理委員会及び専門委員会において、研修プログラムの作成、研 修医選考試験の実施等の運営を行っている。

また、院内プログラム作成ワーキンググループを定期的に開催し、研修ローテーションの調整、研修目標達成のための方策の検討等に関する運営を行っている。このような運営の結果、指導医を中心とした院内関係者及び地域の研修協力病院の関係者の魅力あるプログラム作りへの相互理解と認識を深めることができた。

c.【プログラムに対する意見調査】

熊大病院群卒後臨床研修プログラムの改善を目的に、下記のとおり研修医及び指導医の意見調査を行った。

- ア.研修医の意見をプログラムに反映させる体制をとるため、プログラム管理専門委員会委員に研修医代表を加えた。
- イ.研修プログラム及び研修施設の評価も含んだ評価のため、熊大病院群プログラムではEPOC(オンライン臨床研修評価システム)を利用した。
- ウ.熊本臨床研修医セミナーにおいて、毎回アンケート調査を行った。
- 工.研修医及び指導医を対象としたアンケート調査を実施した。
- オ.研修医の面接調査(インタビュー)を実施した。

意見調査での問題提起を踏まえ、次の事項を策定し、平成17年度の研修プログラムに反映し内容の充実化を図った。

・研修目標達成に必要な症例の確保のための方策(他診療科、他施設での短期研修・見学)を策定した。

【歯科研修必修化への対応】

平成12年の歯科医師法の改正により、平成18年度から導入される歯科医師の卒後臨床研修必修化への対応のため、研修医受け入れ先である歯科口腔外科と研修プログラム、指導医の確保、募集定員、研修医の処遇、研修関連施設の要否等について検討を開始した。

薬剤部においては、実習体制の整備を行い、医学部及び薬学部の学生に対して、 医薬品適正使用推進のための教育研修を実践するとともに、病院内の医療従事者に 対して医薬品の安全管理に関する啓発活動・支援を拡充する。 医学部及び薬学部学生に対する医薬品適正使用の啓発教育・実習の現状と問題点等 を掌握するとともに、薬剤部実習プログラムを改善する。

医薬品適正使用及び安全管理の重要性に関して理解を深めることを目的として、医学部医学科3年生に対して、基礎臨床総合科目を実施するとともに、臨床実習入門コースでは薬剤部の役割について講義・実習を実施した。

また、薬学部学生に対しては、医薬品安全管理の重要性に関する啓発教育を含めた 講義・演習を実施した。更に、熊本県下の研修医を対象としたセミナーや看護部主催 の研修会において啓発教育も実施した。なお、この活動に対して、学生及び研修受講 者から、医療活動における医薬品の適正使用、安全管理の重要性等について理解が深 まり、今後の医療実務に役立つとの高い評価が得られた。

さらに、平成17年度の薬剤師研修生実務実習試行のため、薬剤部実習プログラムの 改善に着手し、薬剤関連業務の実習指導基準、講義及びプログラム等を包括したオリ ジナルテキストを作成した。このテキストを薬剤師卒後研修並びに薬学部卒前実習等 に適用する薬剤部実習プログラムとして位置付けた。

感染免疫防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療等の附属病院の重点研究領域については、本学研究拠点である発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センターなどとの共同研究プロジェクトに対する支援を図り、臨床応用への導入を推進する。

共同研究成果の臨床応用への導入について、現状の把握と問題点を洗い出し、改善策を検討する。

本学附属病院における先端医療審査委員会では、高度先端医療への申請及び採択を 目指し、先端医療支援経費を設けている。従来、単年度事業として配分していたが、 本年度からは、臨床応用の可能性が見込まれる継続事業に配分することとした。

なお、平成17年度研究推進経費(新医療技術等研究・開発経費)として文部科学省に要求し採択された事業は、先端医療支援経費にて研究を行っていた事業であり、先端医療への取り組みに対する教員の意識の活性化を更に図った。

共同研究プロジェクトを支援する一環として、小児科グループが発生医学研究センターと共同で成人幹細胞、胎児幹細胞を用いた肝臓・膵臓の再生研究を進めている。

重点研究領域の臨床応用への導入を推進するため、先導的なトランスレーショナルリサーチを行う「先端医療・技術支援センター」(仮称)の設置を目指す。

「先端医療・技術支援センター」(仮称)の設置に向けて問題点の洗い出しを行い、 設置計画書の作成を行う。

当初、附属病院の施設として設置する予定であったが、概算要求事項の対象外となったことから、重点研究領域の臨床応用への導入を推進する体制を整備するために、本学知的財産創生推進本部(リエゾンオフィス)と連携して、検討を行うこととした。

3)経営の効率化

各診療科・各部門間の壁をなくし、臓器別診療体制を確立して、病院長のリーダーシップの下で、病院職員ポストを流動化し、病院経営上、効率的な人員配置、予算配分が可能な体制を構築する。

現状の、人員配置、予算配分等の見直し・問題点の洗い出しを実施する。

経営的視点に立ち、医師の効率的な人員配置を行うため、各診療科・各中央診療施設の助手の配分定数を廃止し、病院長裁量の配分定数とした。

さらに、卒後臨床研修制度が実施されたことも考慮し、安全で良質な医療を確保する ため医員の増を行った。

また、予算配分については、病院長のリーダーシップの下で、法人化に伴う予算の削減を踏まえ、研究医療費の配分を取りやめ、病院長裁量経費を増額した。

なお、病院長裁量経費については、各診療科、各部門の経営上の貢献度に照らし配分 した。

中期目標期間中について、病床稼働率86%以上を維持、クリニカルパスを拡充、 平均在院日数を短縮(23日以内)し、経営の効率化を図る。

クリニカルパス推進プロジェクト等を立ち上げ、診療計画の見直しを行うとともに 平均在院日数を25日以内とする。

在院日数の短縮を図り、診療計画の見直しを実施することを目的に、医師、看護師、 コメディカル等で構成するクリニカルパス推進プロジェクトを設置し、本年度は研究 会を5回開催して、各診療科のクリニカルパスに関する発表及び意見交換を行い、パ ス導入の目的と効果について認識の共有化を図った。

研究会開催の効果もあり、平成15年度の平均在院日数は24.8日であったが、本年度の平均在院日数は23.0日となり、短縮を図ることができた。このことにより、入院診療単価(前年比1日当たり1,640円)の向上も図られた。なお、本年度までに本院が構築したクリニカルパス例は、197例を保有することとなった。

附属病院の収入については、平成16年度収入予算を基礎として、経営改善係数2%を乗じた額の増収を図る。

病院収支を分析し、平成17年度の経営改善計画を策定する。

効率的な経営を図るために、経営戦略委員会において増収及び支出削減の経営改善 行動計画を審議し、着手可能なものから随時改善を行った。

ア.主な増収策

(1) 無菌室の増

無菌治療室管理加算による増収を図るため、無菌治療のニーズが高い小児 科病棟に新たに2室を設置した。

(2) MRI検査の増

日勤勤務者の減少への対応とMRI検査待ち時間の解消及び検査件数の 増加を図るため、新たに非常勤職員の放射線技師を増員した。

(3) 手術件数の増

手術件数の増加を図るために、洗浄業務を専門業者に委託することで中央手術部の受け入れ体制の強化を図った。

イ.主な削減策

(1) 院外処方箋の発行の増

外来診療の投薬料を院内から院外へ切り替えて、院内での医薬品の払い出し費用を削減するため、平成15年度66.7%の院外処方箋率を77.5%まで引き上げた。

(2) 委託業務の見直し(電話交換業務等)

電話交換業務費用の削減を図るため、夜間及び土日祝祭日の電話を当直者での対応へ変更した。

(3) 検査試薬の節減

試薬購入費の削減を図るため、各種検査の手法等をコスト面で比較し、 高額なRIを使用する検査からRIを使用しない安価な試薬を使用する検 香等へ見直しを行った。

なお、今年度の実績を踏まえ、さらに、平成17年度の増収及び支出削減策を目指した経営改善計画を策定した。効率的な経営を図るために、経営戦略委員会において増収及び支出削減の経営改善行動計画を審議し、着手可能なものから随時改善を行った。

附属病院の機能を強化するため、東病棟の早期新営に向けて再開発計画を積極的 に推進する。

東病棟新営の計画を行う。

再開発計画では、高度先進医療を担う臨床研究医療機関であること、包括的、全人的に患者と向かい合える医療人を育成すること、安全安心と高信頼性の医療サービスの提供を実行すること及び臓器別・系統別の病棟を設置するために検討を行った。

なお、この計画は、平成14年に竣工した第 期工事の西病棟(412床)に続き、東病棟の新営計画は、附属病院再開発計画に基づく整備である。

附属病院の情報網を整備し、電子カルテ整備、X線画像のフィルムレス化及び情報の共有化を図り、病院業務の効率化を推進する。

電子カルテシステムの導入を前提とした情報セキュリティポリシーの策定を行う。 また、X線画像のフィルムレス化の試行を行う。

病院が保有する情報資産を様々な脅威から防御し、機密性、完全性及び可用性を維持することを目的に、4月に本学附属病院の情報セキュリティポリシーに関する対策の統一的かつ基本的事項を定めた情報セキュリティポリシーを策定した。この情報セキュリティポリシーを院内構成員に対して周知するために、各種会議で報告し、また、各診療科等には文書にて通知した。

なお、セキュリティ維持のためのネットワーク強化については、平成18年度概算要求を行うこととした。

デジタル撮影装置を整備したことで、X線画像のフィルムレス化を実施したところ、デジタル映像化処理加算の算定が可能となり、増収を図った。また、データの保存、検索が容易となった。

さらに、中央放射線部のデータをデジタル化に対応した業務範囲の選定、診療内容 に応じた精密画像用ディスプレイの配置及び運用方法の検討を行っている。

臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士等の診療支援業務の医療技術職員 については、業務の効率化を推進するため、人員配置を見直し、集中管理する管理 運営体制を構築する。

診療支援部(仮称)設置の要求を行う。

共用利用可能な機器(超音波診断装置等)の一元管理及び検査データ(画像等)の 共用運用を行い、医療費軽減効果、支出削減を図ることを目的に、設置を目指してい たが、概算要求事項の対象外となったため、診療支援部の設置に向けて、今後、運営 体制等に関して具体的検討を行うため、他大学病院の実状調査を行い、実現化を図る こととしている。

1)実践的教育の推進

学部・大学院と連携し、社会状況に対応した教育方法に改善するとともに、自然体験活動教育、IT教育等を充実する。

外部の意見を活用して作成した、附属学校園の運営計画による教育の改善を実施するとともに、自然体験活動教育、IT教育等のより充実した教育を行う。

附属学校園の運営は、教育学部(学部長、評議員、附属教育実践総合センター長、教務委員長、教育実習委員長、附属学校園長経験者)、附属学校園(学校園長、附属学校園副校園長又は教頭)及び外部者(附属学校評議員)で構成する学部・附属連絡協議会により行っている。

平成16年6月に本連絡協議会において附属学校園の運営計画を作成し、計画通り実施するとともに、外部者から、登下校時におけるバス内での態度に関して意見が出たことを受け、バス乗車時におけるマナーについて生徒指導を行うなど、積極的に外部意見を学校運営に活用した。

また、次に例示する取組を新しく実施し、教育の充実を図った。

【教育の充実を図った取組例】

- ア.小 学 校:各学年の教科等学習に草花の育成や自然を利用した体験を実施。総合的な学習の時間等における野菜栽培。国際理解教育の実施。
- イ . 中 学 校 : 文部科学省のモデル事業 (「国語力向上モデル事業」「学力向上フロンティア事業」) に基づく国語力向上と基礎・基本の定着のための授業の実施。総合的な学習の時間における国際理解、環境、福祉等についての体験活動を通した課題解決学習や社会体験学習の実施。
- ウ. 養護学校: 児童・生徒個別の指導目標として設定した「日常生活の指導」「生活単元学習」等に基づく達成度評価の導入並びに総合的な学習の時間におけるIT活用による教育の充実。
- エ.幼 稚 園:稲作体験の実施及びこれに併せた附属小学校5年生との交流、稲 作農家の方との交流による勤労学習の実施。

地域教育のレベルアップを図るため、研究発表会や講師派遣等により、公立学校 等に対する先導的教育の情報提供や助言を行う。

附属学校園の運営計画による先導的教育を行うとともに、研究発表会の開催、講師派遣、学校視察者の受入れ等を実施し、公立学校等に対する先導的教育の情報提供・助言を行う。

運営計画に先導的教育・研究の実施事項を盛り込み、計画通り実施した。例えば、小学校におけるITを活用した教育、日常的に使用する英語教育のための英語活動の授業の実施、養護学校における個別支援計画の様式作成等を実施した。

また、先導的教育機関として、研究発表会を開催し(参加者数小学校:1,300人、中学校400人、幼稚園253人) また、公立学校等における研修へ講師や助言者として教員を派遣したり、学校視察者等の受入を実施するなど、情報提供にも努めた。

多様な児童・生徒を受け入れるため、学力、適性能力等を総合的な視点で選考する方策を検討し、実施する。

学部・附属連絡協議会で、附属学校としての入学者学力検査の基本方針を見直し、 検査内容の検討を行う。 学部・附属連絡協議会で、附属学校園全体の入学者学力検査基本方針を、各附属学校園の特色及び教育目標に沿った内容となるよう見直した。

また、全体の基本方針を考慮し、主に次の事項について入試要項の見直しを検討した。

ア.小学校:検定料について

イ.中 学 校:抽選入学及び附属小学校との連絡入学について

ウ. 養護学校: 中学部から高等部への進学及び児童生徒の障害程度の構成標準に ついて

工.幼稚園:面接方法、幼児発達調査、総合評価方法等について

社会の動向を踏まえ、1学級の児童・生徒定員35人の実現に向けて検討する。

35人学級に関する、公立や私立及び附属学校の実態調査等を行う。

小学校及び中学校を対象として35人学級に関する検討を実施することとしており、 本年度は小学校において熊本県下の35人学級の状況について熊本県教育委員会に照会 するとともに、熊本市内の少人数学級の授業参観及び研究会への参加等を実施した。

なお、中学校については附属小学校での35人学級実現後、学年進行を考慮しながら 検討を行う予定としている。

2)学校運営の充実

学校評議員など学外の意見を活用し、教育体制、支援体制に係る具体的方策を検討し、実施する。

学校評議員を含めた学部・附属連絡協議会を設置し、具体的な運営計画を作成する。

平成16年6月、これまでの「熊本大学教育学部附属学校連絡協議会内規」を改正し、 学校評議員を加え、学部・附属連絡協議会を設置した。

本協議会は、本学教育学部長、評議員、教育学部附属教育実践総合センター長、教務委員長、教育実習委員長、附属学校園長、附属学校園長経験者、附属学校園副校園長又は教頭及び附属学校評議員で構成される。また、本協議会では、附属学校園に関する諸規則改廃の方針、入学(園)者選考の基本方針、教育実地研究の基本方針、予算に関する方針、人事交流の方針、学部又は附属学校相互間の研究共同体に関する事項、学校行事の調整、その他附属学校運営に関する事項等を審議することとしている。

本年度は、本協議会において、学校評議員の意見等も考慮し、教育の改善事項や学部との連携事項等の具体的実施内容や年間行事の時期等を具体的に記載した、運営計画を作成した。

資質の高い教員を確保するため、熊本県と教員の人事交流に関する協定を締結し、 交流を促進する。

平成17年度以降の適正な人事交流に資するため、熊本県との人事交流協定を締結する。

教員の資質向上及び教育研究の一層の充実を図ることを目的として、熊本県教育長 と附属学校園について、熊本市教育長と附属幼稚園について人事交流協定を締結した。

熊本県教育委員会と連携し、公立学校の初任者研修、10年経験者研修等を充実する。

熊本県等と連携し、公立学校の研修に関する助言や研修計画の作成、また、必要に応じて研修場所の提供等を行う。

県教育委員会との教育連携協議会において研修計画や場所の提供等について積極的 に働きかけを行った。

公立学校等で実施される研修等に助言者や講師として教職員を派遣した(小学校延べ50人、中学校延べ40人、養護学校延べ13人)。特に養護学校においては、熊本県知的 障害養護学校交流研修会の部会の会場を提供するとともに、指導、助言を行った。

また、先導的教育機関として、学校園で研究発表会を開催し、学外から多数の参加を得た。

3)学部等との連携

学部・大学院における教員養成のカリキュラム改善や教育方法の開発を支援する。 学部・大学院における教員養成カリキュラムの改善や教育方法の開発を支援するため、情報提供、試行、助言等を行う。

教育学部では、教育実習として必要な7単位(7週)ではなく、8単位相当の実習期間(8週)を設定し、教育実習の充実を図っている。なお、各附属学校園では、学部等で実施する教育実習の事前・事後指導に積極的に取組むとともに、平成15年度より105名多い、589人の実習生を受け入れた。

また、小・中学校において院生による授業を実施し、学部の教材開発の支援を行ったり、養護学校において学部教員及び学生と連携した授業づくりを通して教育方法の開発を支援したり、幼稚園において美術科の教員及び院生による観察や保育を通した研究支援を行うなど、様々な取組を実施した。

教育実習、教育現場の研究や観察等を充実させるとともに、学部教員と附属学校 園の教員が連携し、学生に対する適切な教育現場を提供する。

学部・附属連携推進委員会及び教育実習委員会で、前年度の実施結果を基に、教育 実習や研究等について検討し、検討結果に基づく、実施内容の改善、教育現場の整備 等を行う。

学部・附属連携推進委員会で、本年度の学部及び附属学校園との連携活動の実施状況を踏まえ、平成17年度の連携に関し、連携の状況把握、学部・附属間の連携のメーンテーマ及びHP等による連携のアピールについて協議した。

また、教育実習委員会では学部カリキュラムと教育実習の重複解消等について検討し、夏季休業期間中の教育実習の実施、教科指導に重点を置いた教育実習の実施、副免許参加の資格条件の整備等の改善を行った。

なお、中学校において教育実習の期間だけでなく学校行事や研究発表会に学生を参加させたり、養護学校においては介護等体験の学生を244人受け入れるなど、各附属学校園において実習の充実を図った。